

文京区保育ビジョン策定検討委員会設置要綱

18 文男保第 233 号平成 18 年 5 月 29 日区長決定

(設置)

第 1 条 文京区の保育行政全般に係る指針となる文京区保育ビジョン（以下「保育ビジョン」という。）に規定する内容を検討するため、文京区保育ビジョン策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、区長の依頼を受け、保育ビジョンに規定すべき内容について検討し、報告する。

(委員)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する委員 20 人以内をもって組織する。

- | | |
|--------------------------|-----|
| (1) 文京区町会連合会の構成員 | 1 人 |
| (2) 文京区女性団体連合会の構成員 | 1 人 |
| (3) 文京区民生・児童委員協議会の構成員 | 1 人 |
| (4) 文京区青少年対策地区委員会連絡会の構成員 | 1 人 |
| (5) 文京区立保育園在園児の保護者 | 5 人 |
| (6) 文京区内の私立保育園の設置者又は管理者 | 1 人 |
| (7) 文京区内の認証保育園の設置者又は管理者 | 1 人 |
| (8) 公募委員 | 4 人 |
| (9) 学識経験者 | 2 人 |
| (10) 区職員 | 3 人 |

2 前項第 5 号に規定する委員は、別に定めるところにより募集する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から平成 19 年 3 月末日までとする。

(欠員)

第 5 条 委員に欠員が生じたときは、これを補充しない。

(会長及び副会長)

第 6 条 委員会に会長を置き、学識経験者の中から委員の互選により選任する。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員会に副会長を 1 人置き、委員のうちから会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(幹事)

第8条 委員会に幹事を置く。

2 幹事は、区職員のうちから区長が指名する。

3 幹事は、委員会に出席するものとする。

(委員以外の出席)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第10条 委員会は、公開とする。ただし、委員会の決定により、非公開とすることができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、男女協働子育て支援部保育課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、男女協働子育て支援部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年5月29日から施行する。